

e B A S E株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、e B A S E株式会社と称し、英文では、e B A S E Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
2. 情報通信ネットワークシステムのコンサルティング、開発、設計、施工、保守並びに販売
3. 情報通信ネットワーク機器の用途のコンサルティング、開発、設計、施工、保守並びに販売
4. 顧客の情報通信ネットワークシステムの運用、管理、代行
5. 広告、宣伝の企画、製作及び代理業務
6. 書籍、印刷物の企画、製作及び出版
7. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
8. 日用雑貨品の販売
9. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、128,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は 7 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は 3 名以上とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員会である取締役の任期は、就任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
- ② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 - ③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
 - ④ 取締役又は会計監査人が、取締役会の全員に対して取締役に報告すべき事項（会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(代表取締役)

- 第 22 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

- 第 23 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果な

らびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 当会社は毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。
- ③ 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- ② 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第 14 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。